

芦屋市企業職員

市立芦屋病院

医療技術職（公認心理師）募集要項

（令和4年4月採用）



1 採 用 人 員 ・ 受 験 資 格

(1) 採用人員

公認心理師 1名

(2) 受験資格者

昭和51年4月2日以降に出生し、公認心理師の資格を有する者（又は令和3年度中に取得見込みの者）で、福祉、司法、教育、医療に関する施設等における心理アセスメント、心理ケア、コンサルテーション等に関する職務経歴が直近10年中に通算5年以上ある人（職務経歴に大学院における演習は含まない）

※免許取得見込みの採用試験合格者が、採用日までに免許を取得できなかった場合は合格（採用）を取り消します。

＜注意＞ ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する者は応募できません。
②採用時には通勤可能な地域に住居を定めてください。

2 受 験 手 続

(1) 申込書類

① 芦屋市企業職員採用試験受験申込書
(縦4.5cm・横3.5cmの上半身脱帽の写真を貼ること。)

② 受験票 (①と同じ写真を貼ること。)

③ エントリーシート

④ 公認心理師登録証の写し

⑤ 返信用封筒 (返送先明記の上切手を貼ること)

※ 申込書類は当院ホームページからダウンロード出来ます。 <http://www.ashiya-hosp.com/>

(2) 受付期間

令和3年9月13日（月）から令和3年10月1日（金）まで

※ 郵送による受験申込みの場合には、必ず長形3号の返信用封筒（返送先明記の上84円切手を貼ること）を同封し、上記期間内に必着のこと。

(3) 受付時間・場所

午前9時～午後5時15分（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

〒659-8502 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号

市立芦屋病院 事務局総務課管理担当（電話0797-31-2156代）

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申込みにご協力をお願いします。

3 試 験 日 時 ・ 内 容 ・ 会 場

◎一次試験

※受験者数に応じて会場、集合時間等を変更する場合がありますので、予めご了承ください。変更の場合は連絡します。

試験日時	内容	受験対象
応募時にご提出いただいた受験申込書の内容を採点します。	書類選考	全 員

一次試験合格者の受験番号をホームページにて発表します。あわせて合格者にのみ二次試験の受験案内を送付しますので、ご確認ください。（令和3年10月18日（月）午前10時発表予定）

◎二次試験

試験日時	内容	会場	受験対象
令和3年11月1日(月) 13時集合	専門試験、小論文 面接	市立芦屋病院 病棟2階 講堂	一次試験 合格者

4 持 参 す る も の

受験票、筆記用具（HB鉛筆・消しゴム）

5 採 用 後 の 待 遇

採用後の身分は地方公務員であり、地方公務員法の適用を受けます。

基準月収（令和3.4.1現在） （給料＋地域手当）	大学卒【10年間正規職員（医療技術職・臨床心理士）として社会人経験ありの場合】 285,315円 ※当院規定により過去の職歴を考慮します。
期末勤勉手当（賞与）	年間4.45月分（令和2年度実績） 支給期：6月及び12月
そ の 他 の 手 当	扶養手当（子10,000円、子以外6,500円）、住居手当（最高28,000円）、通勤手当（最高55,000円）、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当（年末年始手当等）等をそれぞれの規定に基づき支給します。
昇 給 等	原則年1回定期昇給（給与改定は不定）

6 勤 務 条 件 ・ 福 利 厚 生

- (1) 勤 務 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
- (2) 休 暇 等 週休二日制、年次休暇（最高21日）、夏季休暇、フレッシュアップ休暇、結婚休暇、忌引休暇、看護休暇、介護休暇等
- (3) 福利厚生 社会保険完備（兵庫県市町村職員共済組合）、互助会、貸付制度（資格支援）、院内保育所等

7 採 用 予 定 日

令和4年4月1日

8 試 験 結 果 の 開 示 に つ い て

この試験の結果については、開示請求をすることができます。

なお、電話・はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票・運転免許証）を持参のうえ、必ず受験者本人が請求してください。

試験	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
一次試験	不合格者	総合得点 及び順位	採用試験結果通知の 発送日から1か月間	市立芦屋病院 事務局総務課管理担当
二次試験	受験者本人			

地方公務員法第16条（欠格条項）抜粋

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （１） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （２） 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （３） 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （４） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

見学のご希望は随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

受付及び問合せ先

〒659-8502 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号

市立芦屋病院 事務局総務課管理担当

TEL:0797-31-2156

E-Mail:byouin_soumu@city.ashiya.lg.jp

アクセス

JR芦屋駅又は阪急芦屋川駅から、阪急バス「芦屋病院前」で下車

※平日は送迎バスを運行しています。JR芦屋駅近くの芦屋セントマリアクリニックからご利用ください。（無料）

